

熊本県立宇土中学校・宇土高等学校いじめ防止基本方針

はじめに

平成25年9月に施行された「いじめ防止対策法」を受けて、同年10月に国が「いじめ防止等のための基本方針」を策定し、12月には「熊本県いじめ防止基本方針」を策定した。平成28年2月に改訂がなされ、さらに令和2年9月の熊本県いじめ防止対策審議会答申をふまえ、令和2年11月24日付けで更なる改訂がなされた。

この宇土中・宇土高校いじめ防止基本方針は、学校が家庭、地域、その他関係者との連携の下、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処、職員の研修の在り方およびいじめ防止対策の年間計画をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめ防止等のための組織～いじめ防止対策協議会の設置

(1) 目的 学校はいじめに対して組織的に対応するため、「いじめ防止対策協議会」を設置する。

(2) 組織 いじめ防止対策協議会の構成員は次の通りとする。

校長・スクールカウンセラー・副校長(中・高)・教頭・生徒指導主事(中・高)・高校学年主任・中学主任・人権教育主任(中・高)・養護教諭(中・高)・特別支援教育コーディネーター(中・高)
※人権教育主任(中・高)を、情報集約担当とする。

なお、「いじめ防止対策協議会」の下部組織として「いじめ問題対策委員会」を置くものとする。

副校長(中・高)・教頭・生徒指導主事(中・高)・当該学年主任・生徒支援教員・関係職員

(3) 外部との連携 いじめ問題対策委員会は、必要に応じて次の関係機関と連携する。

宇城地域人権危機管理連絡協議会(宇土市・宇城市・美里町人権ネットワーク 他)

(4) 活動

a 日常的活動

- ・いじめ発見アンケートの実施、集計、現状把握
- ・いじめ防止のための職員研修の立案、実施
- ・いじめ防止に係る生徒・保護者・地域への啓発
- ・現状の意見交換、実態把握
- ・「生徒いじめ防止委員会」による定期的なアンケートと啓発活動の実施

b いじめ事案発生の場合

- ・事案に対する事実関係の情報収集と共通理解
- ・事案の分析及び課題把握
- ・事案解決のための対応策の検討
- ・対応方針の決定と解決への見通しの指示
- ・教職員一人一人の役割の明確化
- ・家庭や関係機関対応の方策検討や報告・連絡・相談
- ・学校で対応できる事案であるか否かの意見交換と判断
- ・校長を中心に全員で協同実践

2 いじめの未然防止の取組

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることを前提に、いじめを起ささない学校づくりを進める。

(1) 学校教育活動における取組のポイント

a 言語環境の整備と教師の支援体制

- ・教職員一人一人の言動が、生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、生徒に言葉の大切さを気付かせる指導の充実に努める。

b 授業

- ・教科部会の定期的な実施
- ・研究授業や公開授業、指導員訪問授業による授業力向上
- ・教師のコミュニケーション力アップ（伝える力と受け止める力）
 - 伝える力 生徒にわかりやすい説明や指示、生徒との関係をよくしようとする配慮
 - 受け止める力 受容的な態度や表情、生徒のつぶやきを拾ってあげられる感度のよさ
- ・学習訓練を活用した、規律ある学習集団づくり。特に協働的な学びの中では、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、これを見逃さない教職員の育成に努める。

c 特別活動—学校行事(中高合同)

	未然防止のポイント	早期発見のポイント
体 育 祭	<ul style="list-style-type: none"> ・共に支え合う仲間づくりの視点で取り組ませる。 ・達成感や成就感を持たせ、学級や学年 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後や休憩時のようす ・大会当日の応援・待機中のようす ・競技終了時のようす
文 化 祭	<ul style="list-style-type: none"> ・全員でその思いを共有させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習や準備中のようす ・発表見学中や休憩時間のようす
生徒会役員選挙	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめのない学校づくりの視点で、学校づくりに参画する意識を持たせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙活動時の周りのようす ・掲示物へのいたづらがでないか
卒 業 式	<ul style="list-style-type: none"> ・支え合ったきた級友への感謝の気持ちを持って式にのぞむようにさせる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・練習時間の開始前後のようす ・式中（練習を含む）のようす

d 特別活動—学級活動

- ・宇土校生として自覚と誇りを深めさせるとともに、集団や社会の一員として「やる気」を持ってよりよい生活を築こうとする自主・自発的態度と積極的実践力を育成する。
- ・望ましい集団生活や体験活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、人間としての生き方について自覚を深め、達成したことに素直に「感動」できる態度を養う。

e 生徒会活動における「生徒いじめ防止委員会」の活動

- ・「生徒いじめ防止委員会」において、「学校生活に関するアンケート」を定期的実施・集計し、学校生活やいじめに関する問題点を把握し、啓発活動（いじめ防止通信）を行うことにより、生徒会活動としてのいじめ防止に対する関心と、生徒たちの自発的な抑止力を高める。

f 道徳教育

- ・自他の生命や個性を尊重し、感謝と思いやりの心を持つ生徒を育てる。
- ・正しく判断し、判断したことを自主的に誠実にやり遂げる生徒を育てる。
- ・豊かな心を持ち、進んで郷土や社会に貢献しようとする生徒を育てる。

g 人権教育

- ・すべての教育活動を通して、人権尊重の精神と基本的人権を尊重する心を培う。
- ・不合理な部落差別をはじめ、あらゆる差別の解消を目指す生徒の育成に努める。
- ・自他の生命や人格を大切に、相手の気持ちを考える心、思いやりの心を育てる。
- ・教師自身の人権感覚を高めながら共同実践を行い、人権感覚ある学校づくりを目指す。

h 総合的な学習の時間「宇土未来探究講座」(中)

- ・様々な体験活動や探究活動を通して、「生活の自立」「学習の自立」「精神の自律」を目指す。

i 部活動

- ・部員の団結を強め、部間の融和・連携を図り、部活動組織の一員であることの認識を深める。
- ・豊かな感性を磨く。
- ・活動におけるマナーを習得し、日常生活等に役立てる。

j 寮生活

- ・寮生活を送っている生徒には、保護者との日常的な情報共有を行いながら、安心して、規律正しい生活が送れるように努める。

(2) 保護者・地域との連携

- ・学校のいじめ対策の取り組みについて、保護者会や学校だより、学級だよりを用いて発信する。
- ・学校 HP に、いじめ防止基本方針を概要版とともに掲載し、周知を図る。
- ・いじめに関する相談や情報の窓口を明確にする。

3 いじめの早期発見の取組

(1) 教職員による観察や情報交換

a 授業中の観察ポイント

- ・教師が黒板を向いたときなどに気になる雰囲気になっていないか
- ・教科書への落書きはないか
- ・グループづくりで避けられていないか

b 休み時間の観察ポイント

- ・悩んだり怯えているような表情はないか
- ・教室移動時に、一人仲間から離れるなど気になる点はないか

c その他

- ・生徒と積極的に触れ合うことにより生徒のようすを注意深く観察する。
- ・学年会で、気になる生徒の情報を共有する。
- ・気になることは、すぐに「いじめ問題対策委員会」に報告するよう習慣づける。

(2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施

- ・原則として年2回「いじめアンケート」を実施する。教育相談を実施する月は「いじめアンケート」に生活に関する他の質問を加えた「生活アンケート」を実施する。また、12月には「心のアンケート」を実施する。
- ・每学期1回、担任による教育相談を実施する。
- ・定期的に、「生徒いじめ防止委員会」によるアンケートを実施する。

(3) 校内点検の実施

- ・いじめ問題対策委員会による、下足箱や掲示物の点検
- ・学年部による、教室の点検（掲示物や机の落書き、不自然な机や椅子の乱れ等）

(4) 相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置

(5) いじめ発見チェックリストの活用

- ・学校用（学級担任用、教職員用） 毎月のいじめアンケート実施時に配布し点検する。
- ・家庭用（学期に1回、学年・学級懇談会のときに配布する。併せていじめ根絶の重要性と学校の姿勢も啓発する。）
- ・いじめの早期発見のためのセルフチェック

- 1 朝いつも誰かの机が曲がっていませんか。
- 2 掲示物が破れていたり、落書きがあつたりしていませんか。
- 3 班にすると、机と机の間にすきまがありませんか。
- 4 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げなどをしていませんか。
- 5 教職員がいないと、掃除がきちんとできていないことはありませんか。
- 6 自由にグループ分けをさせると、特定の子どもが残ることはありませんか。
- 7 些細なことで冷やかしをするグループはありませんか。
- 8 学級やグループの中で、絶えず周りの顔色をうかがう子はいませんか。
- 9 自分たちのグループだけにまとまり、他を寄せつけない雰囲気はありませんか。
- 10 特定の子どもに気を遣っている雰囲気はありませんか。

(6) 「けんか」と「いじめ」の判断について

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を確認し、生徒の感じる思いによりそい、判断する。

(7) 「いじめ」と「けんか・ふざけ」を見抜くポイント ～偽装や口封じを見破るために～

- ・当事者間が対等な関係にあるか
- ・一定のルールがあり、役割交代が見られるか
- ・行為に楽しさや心の交流が感じられるか
- ・行為の被害者のようすに変化はないか
- ・周囲の生徒に、よそよそしさやしらけた雰囲気が感じられないか

4 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、速やかに組織で対応する。その際、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、その生徒が抱える課題や悩みを理解しながら、その生徒の人格の成長のためにも毅然とした態度で指導する。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関や専門機関との連携の下で取り組む。

(1) いじめの発見や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見したら、その場でその行為を止める。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・いじめられた、あるいはいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめ問題対策委員会へ報告し、組織的な対応を図る。
- ・特に、寮生活を送っている生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うと

ともに、校長は事案の解決に向けて寮を管理運営する関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行う。

(2) いじめられた生徒に対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・安心して相談できる場の設定をする。
- ・本人の訴えをアサーティブに受け止める。
- ・いじめ解決の決意を伝達する。
- ・子どもを徹底的に守る姿勢を示す。
- ・スクールカウンセラー等と連携し心のケアを行う。
- ・家庭や外部機関等と連携する。

(3) いじめられた子どもの保護者に対して

- ・家庭訪問により誠意ある対応をする。
- ・正確な状況を伝達し、家庭の協力を得る。
- ・保護者の思いを聞き取り、指導の方向性と解決への見通しを伝達する。
- ・指導に関する経過報告を実施する。

(4) いじめた側の子どもに対して

- ・正確な情報収集と情報の整理・分析を行う。
- ・生徒が落ち着いて自分の言動を顧みることのできる場を確保する。
- ・自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ、反省を促す。
- ・相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ、行動化を図る。
- ・自分の長所を再認識させ、それを生かす生活のあり方を確認する。

(5) いじめた側の保護者に対して

- ・電話ではなく、家庭訪問や学校で面談するなどして直接事実を伝達する。
- ・複数対応を原則とする。
- ・事実を伝える際は、冷静かつ正確におこなう。
- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・いじめた側に複数の生徒がいる場合は、それぞれの保護者との間で「いじめの事実があり、自分の子どもがそれを行った」という共通の理解を図る。
※いじめた側の保護者の理解が得られず、いじめられた側の保護者との間で解決が図れないばかりでなく、いじめた側どうしの保護者間で別のトラブルになった事例もある。
- ・いじめられた子どもとその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

(6) いじめの解消について

- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ①いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月を目安、被害の内容によってはさらに長期の期間を設定)
 - ②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。(面談等により確認、特に寮生に対しては保護者との情報共有や面談を実施)

5 重大事案への対処

(1) 次の2つの場合を重大事態と捉える。

- ・いじめにより本校に在籍する生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより本校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態の発生と調査

- ・学校は、県教育委員会を通じて知事に報告する。
- ・事実関係を明確にするため、調査組織を設定して速やかに調査する。
- ・調査組織は、いじめ防止対策協議会を母体に、必要に応じて専門家等の第3者を加え、公平性・中立性を担保する。
- ・いじめを受けた疑いのある生徒から聞き取りが可能な場合、十分な聴き取りを行う。
- ・在籍生徒や教員等からアンケートやヒヤリングを行う等の適切な調査方法をとる。
- ・特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- ・保護者や本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等および調査結果の説明を行う。
- ・県教育委員会は、必要な指導、また、人的措置も含めた支援を実施する。
- ・事態の関係生徒と保護者への心のケアや落ち着いた学校生活を取り戻すための支援を、スクールカウンセラー等と連携して行う。

(3) 重大事態が発生した場合の留意点

- ・いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・万一自殺という事態が起こった場合、亡くなった生徒の尊厳を保持し遺族の気持ちに十分配慮する。
- ・生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活をとりもどすための支援に努める。
- ・予断のない情報発信と個人のプライバシーに配慮する。

(4) 調査結果の提供および報告

いじめを受けた生徒と保護者に対し情報を適切に提供し、調査結果を県教育委員会を通じて知事に報告する。

6 いじめに関する校内研修

(1) カウンセリングマインドとは

カウンセリングで大切にしている基本的な考え方や態度のこと。

具体的には、「生徒を尊重する」、「生徒理解を究める」、「人間関係を重視する」、「生徒を主体にする」、「気持ちを受容しても行為を認めない」のポイントがある。

(2) カウンセリングマインドをもった教師像

- ・教えるよりも育てることに興味を持つ教職員。
- ・生徒の感情を大切にする教職員。
- ・行動の背後にある条件やプロセスを理解しようとする教職員。
- ・生徒から学ぶ柔軟さと謙虚さをもつ教職員。
- ・一人一人の独自性を大切にする教職員。
- ・教えること、守らせることをはっきり示せる教職員。
- ・生徒との交流を大切にし、親しい関係を豊かに育む教職員。

(3) カウンセリングマインドをもった教育活動の視点

- ・生徒がのびのび発言できる雰囲気づくりや言葉かけを行っているか。
- ・学校で共通理解している授業のルールを徹底し、授業を乱す者に毅然として注意しているか。
- ・不完全な解答であっても、その中にある生徒のよさを認めるようにしているか。
- ・答えにつまづいた生徒の気持ちに寄り添うような援助を行っているか。
- ・授業において、生徒をほめたり励ましたりすることを大切にしているか。
- ・教室の後ろまでとおる声で授業をしているか。
- ・生徒が自分で考え、答えを見つけ出せる喜びを実感できる授業を展開しているか。
- ・特別活動等を通して、生徒との関わりを大切にしているか。

(4) カウンセリングマインドを習得する研修

- ・スクールカウンセラーの協力を受け、すべての職員が参加する研修機会を設ける。
- ・研修内容は、教育相談や日常の授業に役立てられる実践的なものとする。

7 年間計画

4月	学校基本方針の周知と確認 P T A役員会総会での説明
5月	職員会議（生徒理解）
6月	心のきずなを深める月間 生徒総会における「いじめ根絶宣言」 人権学習月間
7月	「心のアンケート①」の実施 「第1回いじめ防止校内委員会」 「第1回生徒いじめ防止委員会アンケート」 「第1回いじめ防止対策協議会」
8月	「カウンセリングマインドを学ぶ研修」
9月	職員会議（生徒理解）
10月	文化祭 「生徒いじめ防止委員会による啓発活動」 「第2回生徒いじめ防止委員会アンケート」
11月	人権学習月間
12月	「心のアンケート②」の実施 「第2回いじめ防止校内委員会」 「第2回いじめ防止対策協議会」
1月	「第3回生徒いじめ防止委員会アンケート」
2月	「生徒いじめ防止委員会による啓発活動」
3月	人権学習月間 年間の評価 「第3回いじめ防止校内委員会」 「第3回いじめ防止対策協議会」 総括

※「心のアンケート」は、「いじめ」の内容を含む。

※各計画の主査は生徒支援教員（人権教育主任）が務める。